

災害による県税の減免等について（概要）

税 務 課

■ 減免（県税条例第24条、県税規則第14条）

対 象 税 目	概 要
自動車税 環境性能割 ・ 軽自動車税 環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を災害から6月以内を取得した場合（広島県ナンバーの自動車を取得した場合に限る） <p style="text-align: center;">-----</p> <p>【減免額】 代替自動車の自動車税又は軽自動車税の環境性能割額（全額）</p>
自動車税 種 別 割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により損壊したことに伴い運行不能となった自動車について、災害が発生した日の翌日から6月以内に修理が完了した場合（修理完了までの期間が16日以上の場合に限る） <p style="text-align: center;">-----</p> <p>【減免額】 年税額×修理による運行不能月数/12</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p>自動車は災害により運行不能となり解体・抹消登録した場合には、申立により、運行不能となった日の翌月から解体・抹消登録までの期間を減額できる。</p>
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有する事業用資産について、災害により受けた損害の金額が当該事業用資産の合計価格の3分の1以上であり、前年中の事業の所得が1,000万円以下の場合 ・ 所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が当該資産の合計価格の3分の1以上であり、前年中の所得が500万円以下の場合 <p style="text-align: center;">-----</p> <p>【減免率】 所得区分及び損害率に応じて 25/100～100/100 （災害を受けた日後1年以内に到来する納期限に係る事業税から減免）</p>
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産を取得した日から6月以内に当該不動産が災害によって滅失又は損壊した場合 ・ 災害によって不動産を滅失又は損壊した日から3年以内に、当該不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合 <p>※滅失又は損壊に「床上浸水」及び「床下浸水」は含まない。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p>【減免額】（被災前不動産価格－被災後不動産価格）×税率</p>

■ 徴収の猶予（地方税法第15条、県税規則第10条の2）

災害により、納税者又は特別徴収義務者の財産が被害を受けた場合には、1年以内（場合によっては2年以内）の期間、徴収（納税）の猶予ができる。

■ 納期限などの延長（県税条例第23条、県税規則第13条）

災害により、期限までに申告や納税ができないときは、その災害が止んだ日から2ヶ月以内に限り、申告期限又は納期限の延長ができる。

■ 証明手数料等の減免（県税条例第28条第2項、第112条の7第2項）

- ・ 被災者が、その復旧等に必要な資金の借入れその他の手続のために使用する証明書を申請する場合は、納税証明手数料を免除する。
- ・ 被災したことにより、「免税軽油使用者証」を亡失し、その再発行の申請をする場合は、交付手数料を免除する。